

# 平成29年度 農地中間管理事業 事業計画

## 「担い手への農地集積に向けて」

平成29年3月28日

(公財)やまぐち農林振興公社  
山口県農地中間管理機構

### 1 平成29年度農地集積目標面積について

- (1) 県の基本方針における10年後の「効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積目標（おおむね70%）」を推進するため、年間農用地集積目標面積を「2,280ha」と定める。
- (2) 農地集積に当たっては、重点地区・モデル地区を定め集中的に事業を推進する。
- (3) 重点地区・モデル地区以外は、市町、農業委員会、農協など関係機関と緊密な連携の下、一層の制度周知や、人・農地プランのブラッシュアップなど事業推進の環境づくりを進め、早期の事業着手を目指す。

### 2 事業実施の取り組み方針について

- (1) 市町等関係機関との連携強化
  - ① 市町・農業委員会・県農林事務所・農協・土地改良区等との連携を強化し、定期的な情報交換
  - ② 市町の選定する重点地区について、機構推進員を配置し積極的に集積を推進
  - ③ 市町職員の実務研修、農協職員等への事業説明会の実施
  - ④ 県地域農業戦略協議会との連携（「ひと・もの・とち総合推進」の一環として地域水田ビジョンの実現）
  - ⑤ 県地域農業戦略推進協議会、地域農業再生協議会、地域担い手育成支援協議会、地域農業農村整備事業推進協議会、人・農地プラン検討会、果樹産地協議会等へ参画
  - ⑥ 法人新設・新規就農者支援等の個別事案の調整
  - ⑦ 市町及び産地協議会と、樹園地整備と連携した柑橘産地における情報の整理と事業の活用について連携
  - ⑧ 昨年度締結した、機構と県集落営農法人連携協議会及び県農業法人協会との協定の具現化のため、利用権等の終期が到来する時期を捉え市町と連携し機構の活用を促進

#### 【関係機関・団体の主な役割分担の方針】

業務	機構	県	市町	農委・最適化推進委員	農協	土地改良区
制度啓発	◎	◎	◎	○	○	○
出し手の掘り起こし	◎	○	◎	◎	○	○
受け手の掘り起こし	◎	○	◎	◎	○	○
マッチング	◎	○	◎	◎	○	○
重点(市町選定)地区指導	◎	◎	◎	○	○	
モデル(農地整備事業)地区指導	◎	◎	◎			◎
協力金啓発・交付	○	◎	◎			

◎：主として分担 ○：補足的に分担

**〔関係機関等との連携強化と協議・調整等の目標〕**

区分	内容	年間目標回数
市町 農業委員会	事業推進方策等について調整	100
	中間管理事業・公募管理支援システム等の実務研修	4
	最適化推進委員に中間管理事業制度等を説明	13
	人・農地プラン検討会・説明会に参画	25
団体	農協中央会と事業推進について連携協議	4
	農業会議と最適化推進委員活動等について連携協議	8
	農協職員に中間管理事業制度等を説明	12
	土地改良区と事業推進について調整・協議	25
	集落営農法人連携協議会・農業法人協会と事業推進について連携協議	2
地域	地域農業戦略推進協議会と事業推進について調整・協議	12
	地域農業再生協議会と事業推進について調整・協議	12
	地域担い手育成支援協議会と事業推進について調整・協議	36
	地域農業農村整備事業推進協議会と事業推進について調整・協議	8
	機構担当者による貸借契約等についての個別事案地元調整	210
	農地集積推進員による貸借契約個別事案等についての地元調整	2, 100
担い手	新規法人・新規就農者等と貸借契約等について調整	30
	農大担い手養成研修生と農地等情報交換会	2
	担い手と中間管理事業等について意見交換・情報提供	12
	農機・企業参入フェア、新規就農ガイダンスにおける事業PR	7
機構長訪問	市町長と事業推進方策等について意見交換	18
	農協組合長等と事業推進方策等について意見交換	12
	県農林事務所長と管内の推進状況等について意見交換	8
合計		2, 660

(2) 事業促進のための新たな取り組み

① 農地情報の蓄積・共有と有効活用

- ア 昨年度、農業委員会の遊休農地利用意向調査や水稻共済細目書において、機構事業の活用を希望する農地について、新たに導入した公募管理支援システムに登録するとともに、各市町に情報提供した。
- イ 今年度は、水稻共済細目書の配付時に「貸出希望農地登録申請書」を同封し、登録手続の一層の簡素化・迅速化を図るとともに、引き続き遊休農地利用意向調査結果の登録も行い、情報を蓄積していく。
- ウ 農地ナビ、農地情報公開システムフェーズ2の活用を図り、担い手への集積・集約化に配慮した農地利用地図情報の資料化を図り、現場での効果的なマッチングを促進する。

② 市町農業委員会の農地利用最適化推進委員との連携強化

- ア 農業委員会法の改正により、「農地等の利用の最適化の推進」が市町農業委員会の必須業務とされ、農地中間管理機構との連携を強化しながら、担い手への農地集積・

集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進に積極的に取り組んでいくべきことが制度的に位置付けられた。

- イ ほとんどの市町農業委員会で、平成29年度中に新たに農地利用最適化推進委員が設置されるため、機構から、事業制度の説明や機構推進員業務等の情報提供、最適化推進委員との役割分担の調整等を行い、推進委員と機構の推進員が、農地の出し手・受け手に共同して働きかけを行うことにより農地集積の実効が挙がるよう、農業委員会と機構の連携強化に努める。

### ③ 農地整備部局等との連携

- ア 担い手に農地集積を加速化していくには、大区画化された農地等耕作しやすい農地をまとまった形で貸し付け、経営改善に資することが重要である。
- イ このため、土地改良団体等との連携を密にし、事業の進捗状況を見据え、整備地区での集積率の向上を図っていくとともに、土地改良法改正後の新たな基盤整備に関し県・市町の農地整備部局と定期的に情報交換を行う。
- ウ 土地改良区への農地中間管理事業の業務委託（28年度8改良区）を継続し、集積を促進していく。

### ④ 機構組織体制の強化及び事務の改善

- ア 集積実績に比例して増加していく出し手・受け手の情報や、貸付農地の賃料を的確に管理するとともに、農地集積を一層強力に推進するための組織体制を強化する。
- イ 事務手続の改善を図るとともに、機構事業支援システムを汎用化し、市町農政部局に加え農業委員会でも利用可能としていく。

### (3) 農地集積推進員による事業推進

重点地区を中心に地域密着型の推進員を増員し、農地利用最適化推進委員と連携を図り、出し手・受け手の掘り起こしを積極的に展開する。

また、引き続き推進員と機構職員との会合を毎月開催し、情報共有を図る。

・平成29年度当初16名 → 22名

### (4) 広報活動の実施

費用対効果を考慮した、効率的な広報活動を実施する。

広 報 活 動 の 項 目	実施回数
① パンフレット・ポスター・啓発資材等の配布	随時実施
② リーフレットの配付	随時実施
③ 「農地中間管理事業の手引き」の改訂・配付	1
④ イベント等へ事業啓発ブースの設置	7
⑤ ホームページを活用した広報活動	随時実施
⑥ 新聞やTV放送を活用した広報活動	随時実施
⑦ 担い手への重点的な広報・情報提供	随時実施